

令和5年度

南丹市財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率

審　　査　　意　　見　　書

南丹市監査委員

6 南監第 31 号
令和 6 年 8 月 9 日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川西 通夫
南丹市監査委員 木村 裕

令和 5 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定の規定により審査に付された令和 5 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度 南丹市財政健全化審査意見書

1. 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94）第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率審査

2. 審査の対象

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3. 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているか。

4. 審査の主な実施内容

審査にあたっては南丹市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正であるかを検証するため、関係諸書類と照合を行うとともに関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5. 審査の実施場所及び期間

南丹市役所 3 号庁舎 第 5 会議室

令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 6 日まで

6. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位 : %)

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.85	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.85	30.00
実質公債費比率	12.7	12.0	25.0	35.0
将来負担比率	54.7	55.9	350.0	

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、収支が実質赤字でないため、「—」として表示した。

※2 令和 4 年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和 5 年度一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

イ 連結実質赤字比率について

令和 5 年度の連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

ウ 実質公債費比率について

令和 5 年度決算に基づく実質公債費比率は 12.7% となっており、前年度と比較して 0.7 ポイント上昇しているが、単年度で前年度と比較した場合、比率は減少している。

早期健全化基準の 25.0 % と比較するとこれを下回っている。引き続き、地方債の適正な管理に努められたい。

エ 将来負担比率について

令和 5 年度決算に基づく将来負担比率は 54.7 % となっており、前年度と比較すると 1.2 ポイント改善している。

早期健全化基準の 350.0 % と比較するとこれを下回っているもの引き続き将来負担を勘案した行財政運営に努められたい。

7. 是正改善を要する事項

いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、特に指摘すべき事項はない。

今後も厳しい財政状況が続くと予測されることから、より一層財政の健全化に努められ、中長期的視点に立った持続可能な財政基盤の構築に取り組まれたい。

令和 5 年度 南丹市経営健全化審査意見書

1. 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94）第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率審査

2. 審査の対象

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 南丹市水道事業会計
- (2) 南丹市下水道事業会計

3. 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているか。

4. 審査の主な実施内容

審査にあたっては南丹市監査基準に準拠し、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正であるかを検証するため、関係諸書類と照合を行うとともにに関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5. 審査の実施場所及び期間

南丹市役所 3 号庁舎 第 5 会議室

令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 6 日まで

6. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位 : %)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 5 年度	令和 4 年度	
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	20.0

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」として表示した。

※2 令和 4 年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

7. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

今後も厳しい経営環境が続くと予測されることから、より一層経営の健全化に努められたい。

